

○クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令

(第10条の8の2第3項)

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第10条の8の2第3項
処分の概要	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項(教習用備付け銃に関する措置命令)、第10条の8の2第1項から第3項まで(クロスボウの保管の委託)
処分基準	クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室